

長野県ふるさと雇用再生特別事業に係る一時金支給要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、ふるさと雇用再生特別事業実施要領（平成21年2月26日付け20労雇第248号。以下「要領」という。）の第3に規定する、長野県ふるさと雇用再生特別基金を基に実施する委託事業（市町村が自ら行う委託事業及び再委託事業を含む。以下「委託事業」という。）において雇用される労働者の正規雇用化を目的とする一時金（以下「一時金」という。）を予算の範囲内で支給することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2 一時金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して支給するものとする。

- (1) 県又は市町村が作成した基金事業の実施に係る計画に基づき委託事業を実施する事業主又は再委託を受けた事業主であること。
- (2) 委託事業の実施に当たり新たに雇い入れた者又は派遣会社より派遣された労働者（常用雇用に向けて求職活動を常態としている登録型派遣労働者に限る。）（以下「対象労働者」という。）との間で委託事業に係る雇用契約期間の終了の日までの間に、期間の定めのない労働契約（雇用期間の定めのない雇用であって、当該事業所において正社員として位置づけられるものをいう。以下同じ。）を締結し、委託事業終了後も引き続き雇い入れる事業主であること。ただし、平成23年度に実施する事業については、平成24年3月16日までに期間の定めのない労働契約を締結していること。

(支給額)

第3 一時金の支給額は、対象労働者1人につき30万円とする。

(支給申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、長野県ふるさと雇用再生特別基金事業一時金支給申請・請求書（要綱様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象労働者雇用状況等申立書（要綱様式第2号。以下「申立書」という。）
- (2) 委託事業に係る委託契約書の写し（再委託先の事業所の場合には、再委託を承認する書類の写し）
- (3) 委託事業に係る雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- (4) 官公署で発行した対象労働者の氏名及び生年月日を確認できる書類の写し（住民票、運転免許証等の写し）
- (5) 正規雇い入れに係る雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- (6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (7) 委任状（事業主の代理人による申請の場合に限る）
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、知事が別に定める。

(補足)

第5 この要綱に定めるもののほか、一時金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(書類の経由)

第6 規則及びこの要綱により知事に提出する書類のうち、市町村が自ら行う要領第3に規定する事業に係るものについては、委託元の市町村長を経由することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。